

## 自主規制モニター会議議事要旨（2021年6月3日）

### I. 日時：

2021年6月3日（木）16時00分～18時00分

### II. 場所：

オンライン会議

### III. 出席者：

#### ○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

後藤敏文委員、小林麻理委員、園 マリ委員、平野 剛委員、三宅 弘委員、宮園雅敬委員、森本 学委員、山浦久司委員

#### ○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（担当副会長）、柳澤義一（継続的専門研修制度担当副会長）、佐藤久史（専務理事）、林 敬子（監査・規律審査担当常務理事）、伏谷充二郎（品質管理担当常務理事）

### IV. 議事要旨：

#### 1. 自主規制の活動報告（年次報告）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度及び審査申立て制度の2020年度の運営状況について、【資料1】及び【資料2】に基づき、担当役員から報告があった。

#### 2. 自主規制の活動報告（論題）

##### (1) 継続的専門研修制度における不適切事案への対応

前回会議からの継続報告として、会員監査法人における継続的専門研修の不適切な受講への対応について、【資料3-1】に基づき、協会会長から、調査、処分等の進捗状況の説明があった。あわせて、現行の継続的専門研修制度（以下「CPE制度」という。）全般に係る制度上及び運営上の問題への対応のため、実施すべき施策としてCPE制度の在り方を検討するプロジェクトチーム（以下「CPE制度PT」という。）において取りまとめた提言について、【資料3-2】に基づき説明があった。

##### (2) 行政処分勧告対象監査事務所への対応

公認会計士・監査審査会による行政処分勧告の対象となった監査事務所に係る自主規制全体としての対応並びに品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度における対応について、【資料4】に基づき、担当役員から説明があった。

### 3. 意見交換等

#### (1) 意見交換

上記1及び2に関連して、以下のような意見があった。

- ① 品質管理レビュー制度の年次報告（1 関係）
  - 監査業務における RPA や AI の活用が進む中、品質管理レビューにおいてその状況を確認しているのであれば、動向、留意点等に係る情報発信を検討してはどうか。
- ② CPE 制度における不適切事案への対応について（2 (1) 関係）
  - 二重受講等の不適切事案以外にも、度重なる履修義務違反により退会勧告の懲戒処分を受ける望ましくないケースが見受けられる。CPE 制度 PT の提言に基づき、CPE 制度の抜本的な改善を目指すのであれば、こうした事態についても今一步踏み込んだ対応を検討されたい。
  - 公認会計士試験に合格しても実務補習を所定の年限で修了しない者、修了審査に合格しない者が多数いる現状を踏まえると、CPE 制度 PT の提言にある一体的・包括的な能力開発は非常に重要であり、積極的に進めてもらいたい。
  - 公認会計士登録の段階で、CPE 制度が公認会計士資格を維持するために必要な法律に定められた制度であることを明確に示すことで、今回のような事態を回避することにも繋がると思われる。CPE 制度 PT の提言にある「登録時研修」は非常に重要であり、懲戒の問題などこれまでの経験も丁寧に扱い、カリキュラムの充実及びオンラインによる受講機会の充実を図られたい。
  - CPE 制度 PT の提言にある「多様かつ魅力ある研修コンテンツの提供」のための大学等の外部組織との連携強化については、特に、連携強化の仕組みをどう設計するか、インセンティブを持たせながら公認会計士の能力開発にどのように結び付けていくかが重要である。
  - Engage in the Public Interest という重要な価値観を達成するため、会計プロフェッションとしての役割の重要性が強調されなければならない。公認会計士一人ひとりが価値観として肝に銘じなければならない。プロジェクトチームの各提言は非常に重要であり、IT が発展している環境下において、能力開発に向けた様々な工夫を検討されたい。公認会計士のクオリティの開発について戦略的、建設的に位置付け、CPE 制度を再構築してもらいたい。
  - 日本の特徴として、大学卒業とともに職業を決める傾向が強い。大学生の公認会計士試験合格者に占める割合が高く、会計実務の経験が乏しい状態で合格するため、職業会計人としての意識が醸成されるまでには自ずと距離がある

のではない。日本独特の難しさがあり、単に教育・研修ということではなく、こうした日本の特徴を踏まえた対応を検討する必要があるだろう。

## (2) 2020 年度の振り返り

2020 年度に扱ったテーマに関連して、以下のとおり全般的な意見交換及び総括がなされた。

### ① 中小監査事務所に係る対応の充実

- 多くの上場会社の監査を中小監査事務所が支えている日本の監査実務の実態からすると、会社側の選択肢を増やす点において、また、監査の層を厚くする点において、中小監査事務所の充実は重要である。
- 中小監査事務所について公認会計士・監査審査会からの重い行政処分勧告が立て続けに出されていること、2020 年度の品質管理レビューにおいて重要な不備が一部の中小監査事務所で指摘されていること、疑義のある監査人交代事案等への関与が見受けられることなどを踏まえ、全体の底上げを図る観点から、一定の規律を整備し、品質管理レビューにおける目安の一つとするなど、基盤強化に向けた対応が必要ではないか。
- 近年、非財務情報の重要性がますます高まっており、将来的に非財務情報が財務情報に置き換わっていく流れや有価証券報告書の法定開示項目として ESG 情報の開示が求められるようになるといったことも想定しておかなければならない。そうなれば、ますます監査人からのアドバイスが重要性を増し、会社と監査人が共に企業価値を高め、世の中に開示していくような時代になるだろう。大手監査法人のみならず、業界全体で取り組むべき問題として、全体の底上げを図るための情報提供、啓蒙活動を行うことも協会の重要な役目ではないか。

### ② 監査役等との更なる連携の強化

- 会計不正への予防的対応として、監査役等、内部監査人、会計監査人の連携強化はますます重要であり、三者の連携が有効に機能することが監査品質の確保のための重要な要素と考える。KAM（監査上の主要な検討事項）の導入によりコミュニケーションは間違いなく深まっており、更なる連携強化、監査品質の確保に貢献する制度となることを期待する。

### ③ その他（自主規制の取組全般）

- 監査品質の維持、公認会計士のレベルの維持等に向けた自主規制の取組が、監査法人や公認会計士に対する要求や義務付けに終始するのではなく、高まる社会の期待に応えるとともに、自己実現にも繋がるものであるといった前

向きなメッセージを発信していくことが、監査業界の中においても有効に働き、外部からのイメージの向上にも繋がるのではないかと。

④ 総括

- ア. 2020年度の大きなテーマとして、CPE制度における不適切事案について闊達な意見交換がなされたが、協会としてしっかり対応してきていると思われる。CPE制度PTの提言に基づく具体的な施策の実施状況についても、引き続きフォローアップしていく。
- イ. 「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」に関連した問題が今後も起きる可能性があるため、引き続きフォローアップしていく。
- ウ. 中小監査事務所については、監査法人のガバナンス・コードの適用はないが、一定の規律はあるべきであり、基盤強化に向けた対応を検討されたい。
- エ. IPOに関連する諸問題（担い手の問題、監査上の問題等）については、今後の日本の市場の在り方に大きな影響を及ぼす重要なポイントの一つと思われるため、協会の自主規制における対応も含め、引き続き注視していく。
- オ. 公認会計士の信用失墜行為への対応については、業界全体の問題でもあるので、信頼性確保・向上に向けて努力されたい。

以上の自主規制モニター会議の議事のほか、前回会議内において会則第113条に基づき委員に意見を求めた規程の変更等について、関連する他の施策の検討との関係から、当面の間対応を見合わせる旨の報告があった。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

Tel 03-3515-1134